

一般廃棄物の収集・運搬等に関する契約書

年 月 日

(排出事業者)

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

作業場所	所在地	
	名称	
	運搬(処分)先	
排出場所コード		

(収集・運搬業者)

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

排出事業者 (以下「甲」という。) と収集運搬業者 (以下「乙」という。) は、事業系一般廃棄物 (以下「廃棄物」という。) の収集・運搬に関して、下記のとおり契約を締結する。

記

(乙の事業範囲)

第1条 乙は、この契約の締結にあたり、乙の事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出する。
なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を通知するとともに変更後の許可証の写しを甲へ提出する。

(廃棄物の種類及び数量)

第2条 甲が、収集・運搬を委託する廃棄物の種類、予定数量及び収集・運搬料金は次のとおりとする。

廃棄物の種類	
予定数量(月量)	kg / 月
収集・運搬料金	1 kgにつき 円 (消費税を含む。)

(マニフェスト)

第3条 甲は、廃棄物を1日平均100kg(月量3t)以上排出し、乙に委託して区長の指定する処理施設(以下「指定処理施設」という。)へ運搬させる場合、一般廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)

を使用するものとする。

2 甲は、廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記入し、乙に交付するものとする。

3 乙は、前項の当該マニフェストを廃棄物とともに指定処理施設に回付するとともに、廃棄物を指定処理施設に搬入する都度、マニフェストB票、D票に指定処理施設の受領確認印を受け、D票を甲に返送するとともに、B票を保管する。

(契約期間)

第4条 この契約の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。また、期間満了の1ヵ月前までに甲乙いずれも異論がない場合には、さらに1年間更新するものとし、その後についても同様とする。ただし、乙が作業場所所在区の許可を喪失した場合は、本契約は自動的に解除するものとする。

(法の遵守)

第5条 乙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、関係法令、各特別区条例及び行政指導等(以下「法令等」という。)を遵守して廃棄物の収集・運搬を行わなければならない。

(義務と責任)

第6条 甲は、法令等に基づき、不要物を一般廃棄物、産業廃棄物、有価物、危険物等に分別するとともに、適性に保管・管理しなければならない。
2 乙は、甲から処理を委託された廃棄物を、その積込み作業の開始から、指定処理施設への搬入まで、法令等に基づき適性に運搬しなければならない。この間に発生した事故については、甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負うものとする。
3 乙は、甲に委託された業務を終了する都度、遅滞なく処理伝票等を発行し、甲に収集量、運搬先などを報告しなければならない。ただし、処理伝票等は、マニフェストD票をもって代えることができる。

(損害賠償)

第7条 業務の遂行にあたり、乙又は乙の従業員の故意又は過失により、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙はその賠償の責任を負う。ただし、甲が故意又は過失により、物品機材等を廃棄物保管場所に置き、乙が廃棄物として処理するなどし損害が発生しても、乙は責任を負わないものとする。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、甲から処理を委託された廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。

(内容の変更)

第9条 甲及び乙は、必要があるときは委託契約内容を変更することができる。ただし、契約期間及び予定数量の変動等については、甲乙協議の上で、契約内容を書面で定め、その書面を本書に添付するものとする。

(契約の解除)

第10条 甲又は乙は、この契約の当事者がこの契約の条項のいずれか又は法令等の規定に違反するときは、この契約を解除できる。
2 前項の規定又は法令等の規定によりこの契約を解除するにあたって、この契約に基づき甲から引渡しを受けた廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければこの契約は解除できない。

(協議)

第11条 甲及び乙は、この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、法令等の定めに基づき、誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

本契約締結の証しとして、本書2通を作成し、甲、乙各々記名押印の上、各1通を保有する。